

事務連絡  
平成 25 年 10 月 1 日

各国公私立大学施設担当課  
各国公私立高等専門学校施設担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構施設担当課  
各都道府県私立学校施設主管課 御中  
各都道府県教育委員会施設主管課  
各指定都市教育委員会施設主管課

文部科学省大臣官房文教施設企画部  
施設企画課防災推進室

「建築物における天井脱落対策に係る技術基準の解説」について

建築物の天井脱落対策の強化を趣旨とした関係政令及び告示（以下「技術基準」という。）<sup>※1</sup>の公布については、「学校施設における天井等落下防止対策の一層の推進について」（平成 25 年 8 月 7 日付 25 文科施第 201 号。以下「8 月 7 日付通知」という。）により周知をしましたが、このたび、国土交通省より技術基準に定められた各規定の解釈や技術上の留意事項をとりまとめた「建築物における天井脱落対策に係る技術基準の解説」（以下「解説書」という。）<sup>※2</sup>が公表されました。

解説書においては、技術基準の逐条解説に加え、具体的な設計例の一つとして屋内運動場の天井の設計例が示され、構造計算による設計例やネットによる落下防止措置の設計例が掲載されています。

文部科学省では、8 月 7 日付通知において、天井撤去を中心とした対策の検討を要請していますが、学校設置者において、天井の補強による耐震化、天井の撤去及び再設置、落下防止ネット等の設置を検討する際は、解説書を踏まえていただくようお願いします。

なお、このことについて、各都道府県教育委員会施設主管課においては域内の市町村教育委員会施設主管課に対して、各都道府県私立学校施設主管課においては所轄の私立学校に対して周知を図られるようお願いします。

※1 建築基準法施行令の一部を改正する政令について（国土交通省ホームページ。告示を含む。）  
[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000053.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000053.html)

※2 建築物の天井脱落対策に係る技術基準の解説（一般社団法人建築性能基準推進協会ホームページ）  
<https://www.seinokyo.jp/tenjou/>

（本件連絡先）

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室  
電話：03-5253-4111（内線：3184）